

2025年度奨学生募集要綱

一般財団法人 服部海外留學生育英会

国際社会について、関心を持ち、将来貢献したいと考えており、そのための学業において、経済的援助が必要である留学生を対象に、2025年度の奨学生を次の要綱に従い募集します。

募集人数	1名	
応募資格	以下の項目のすべてを満たすこと (1) 「留学」の在留資格を持ち、勉学、研究のため、愛知県内の大学または大学院に、正規生として在学している私費留学生（対象地域については別紙） (2) 春に入学し、春に正規の修業年限を迎える者 (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、国際社会と親善に関心と理解を持ち、貢献を希望する者 (4) 日本語による会話ができる者 (5) 留学生活上、経済的援助が必要と認められる者 (6) 他の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額10万円以下の者 (7) 毎月指定日に本会事務所に、本人が奨学金を直接受領できる者 (8) 奨学生に決定した場合、誓約書を自書し、留意事項確認書を指導教員に作成してもらえる者 (9) 毎年4月に在学証明書を提出できる者 (10) 奨学金給与期間中に、本会の定める奨学金給与規程等を遵守することに同意できる者 (11) 本会のプライバシーポリシーを読み、個人情報取り扱いについて同意できる者 (12) 奨学金給与期間中に、他の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額10万円を超えた場合及びこの応募資格を満たさなくなった場合は、奨学金の給与を廃止することに同意できる者	
奨学金の概要	給与金額	1名月額 50,000円
	給与期間	2025年4月1日より正規の最短修業年限まで
	給与方法	毎月本会事務所に、奨学生本人に直接給与し、受領書に署名提出
申込手続き	提出書類	(1) 奨学金申込書（本会の指定用紙に自筆で記入すること） (2) 在学学長の推薦書 (3) 指導教員の推薦書 (4) 健康診断書 (5) 在学証明書 (6) 学業成績表（現課程が入手不可能な場合は、前課程のものを添付） (7) 住民票の写しの原本あるいは在留カードのコピー
	申込と提出先	在学している大学を通しての申込みとなります。（在学大学に確認願います） 一般財団法人 服部海外留學生育英会 電話 (052) - 761-7135 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通5-12 服部本山ビル
	申込締切期日	在学している大学からの申込み及び書類提出の締切は、 2025年1月31日（金）必着
選考とその決定	本会の選考委員会により、書類選考及び本人面接の上、代表理事が可否を決定し、本人及び在学大学に通知します。選考に要する旅費その他は、支給しません。 なお、書類選考合格者のみ電話連絡しますので、2025年2月24日（月）10：00～12：00の時間帯に、奨学金申込書に記入した電話連絡先に、必ず本人がいて、通話できるようにして下さい。 書類選考合格後の面接は、3月上旬の本会指定日に行います。日時の変更はできませんので、ご注意下さい。 また、面接選考合格後の奨学金給与手続きは3月中旬に本会事務所に、本人に行ってもらいます。 手続きが完了しないと、奨学金給与は行いませんので、ご注意ください。 なお、新型コロナウイルス感染症対策等のため、選考方法を変更する可能性があります。	
注意事項	提出された応募書類は返却しません。 給与期間中は、本会の奨学金給与規程を遵守することとし、遵守しない場合は、奨学金の給与を廃止します。	

募集対象国

【 以下のアジアの国々 】

インド	インドネシア
ベトナム	カンボジア
スリランカ	タイ
大韓民国	台湾
中華人民共和国	ネパール
バングラデシュ	マレーシア
ミャンマー	その他東南アジア諸国

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

一般財団法人服部海外留學生育英会

当財団は、個人情報を取り扱う財団としての責任を果たすべく、下記の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 法令等の遵守

当財団は、個人情報の保護に関する法令及び各種ガイドラインを遵守します。

2. 個人情報の取得

当財団は、個人情報について、適法かつ公正な手段によって取得します。

3. 個人情報の利用目的

当財団は、取得した個人情報を以下の目的のために利用します。

- ① 当会館の入館生及び奨学生の採用選考等、選考委員会の運営及び採用決定
- ② 採用時には、その後の手続きと管理
- ③ 理事会・評議員会の運営
- ④ 共益費の収納手続きを行う金融機関への提供
- ⑤ 採用選考及び採用後の運営に係る所属大学への提供
- ⑥ 宿舎等の修繕等の実施に係る工事業者等への提供
- ⑦ その他、当財団の事業実施に必要な業務

4. 個人情報の第三者への提供

当財団は、利用目的及び法令に規定されている場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者には提供しません。

5. 個人情報の管理

当財団は、個人情報を保護するため、適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの予防に努めます。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当財団は、ご本人の個人情報について、ご本人確認の上、開示・訂正・利用停止・消去の依頼を受けた場合は、法令に従い速やかに対応します。

7. 個人情報に関するお問い合わせ・苦情窓口

〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目12番地

一般財団法人服部海外留學生育英会

TEL 052-761-7135 FAX 052-761-7136

一般財団法人服部海外留學生育英会奨学金給与規程

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 2022 年 5 月 14 日

改正 2023 年 2 月 25 日

(奨学生の資格)

第 1 条 一般財団法人服部海外留學生育英会(以下「法人」という。)の奨学金を給与される者(以下「奨学生」という。)は、愛知県内の大学または大学院に在学する外国人留學生で、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められること、本給与規程(以下「規程」という。)の遵守に同意することなど、別に定める奨学生募集要綱記載の応募資格をすべて満たす者でなければならない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第 2 条 法人が奨学生に奨学金を給与する期間は、それぞれ正規の最短修業年限とし、その期間中に給与する奨学金の金額は、月額 50,000 円とする。

(奨学生志望手続)

第 3 条 奨学生志望者は、奨学生募集要綱に定められた申込書等の提出書類を在学大学を通じて、法人の代表理事(以下「代表理事」という。)に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第 4 条 奨学生の採用は、法人の選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果を本人及び在学大学に通知する。

2 奨学生に決定した者は、誓約書及び指導教員が作成した留意事項確認書を提出するものとする。
併せて、毎年 4 月に在学証明書を提出するものとする。

(奨学金の給与)

第 5 条 奨学金は、毎月指定日に給与するものとし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて給与することができる。

2 奨学金は、直接奨学生本人に法人事務所において給与するものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 6 条 奨学金の給与を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金を受領したことを法人が指定する受領書に署名をし、代表理事に提出しなければならない。

(奨学金等受給状況、生活状況及び学業成績の報告)

第 7 条 奨学生は、奨学金給与期間中に、法人が給与する以外の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えることが決定した場合は、代表理事に報告しなければならない。

2 奨学生は、毎年 1 月に生活状況報告書(進路予定等)を、毎年度末に学業成績表を代表理事に提出しなければならない。

(異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに代表理事に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止)

第 9 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する奨学生に対しては、奨学金の給与を休止する。

- (1) 休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業、素行等の状況により、必要があると認めたとき。

(奨学金の復活)

第 10 条 代表理事は、前条の規定により奨学金の給与を休止された奨学生がその事由が止んで、在学大学を経て願い出たときは、奨学金の給与を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第 11 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する奨学生に対しては、奨学金の給与を廃止する。なお、必要に応じて、在学大学の意見を聞くことができるものとする。

- (1) 第 2 条に定める給与期間が満了あるいは最短修業年限から外れたとき。
- (2) 第 12 条の規定により、奨学生の辞退を申し出たとき。
- (3) 学籍を失ったとき。
- (4) 学業成績または素行が不良になったと認められるとき。
- (5) 病気その他の理由により就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学金給与期間中に、法人が給与する以外の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えたとき。
- (7) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (8) 応募資格に関し、奨学金申込書に虚偽の記載が判明し、資格を満たさないとき。
- (9) 第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定に違反したとき。
- (10) 犯罪行為が認められるとき。
- (11) 反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (12) その他第 1 条に定める奨学生の資格を失ったと認められるとき。
- (13) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第 12 条 奨学生は、いつでも在学大学を経て、奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生への指導)

第 13 条 代表理事は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うことができるものとする。

(緊急連絡先の届出)

第 14 条 奨学生は緊急連絡先として、常時連絡の付く携帯電話番号及びメールアドレスを採用時に代表理事に届け出なければならない。

(実施細目)

第 15 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定めることができる。